

福津市未来共創センター キッカケラボ ふくつプレイヤーズ 会員規約

(目的)

第1条 ふくつプレイヤーズ(以下「本会」という。)は、多様な主体間で市民活動に関わる情報を共有し合うことによって、主体間の新たなつながりを生み出すこと及び市民活動の実践者の輪を広げることを目的とします。

(運営主体)

第2条 本会は、福津市ふくつプレイヤーズ事業実施要綱(令和5年福津市告示第239号。以下「要綱」という。)に基づき、福津市未来共創センター(以下「キッカケラボ」という。)が運営します。

(入会)

第3条 本会に入会しようとする者(以下「申込者」という。)は、要綱及びふくつプレイヤーズ会員規約(以下「本規約」という。)の内容に同意した上で申し込むものとします。

2 入会は、本会専用の公式 LINE アカウントへの登録又はキッカケラボの窓口で配布する所定の申請用紙の提出によるものとします。

(会員資格)

第4条 申込者は、前条の入会手続の日から会員資格を有するものとします。

2 会員資格は一身専属的なもので、会員は、これを第三者に譲渡又は貸与することはできません。

(会員の役割)

第5条 会員は、第1条の目的に鑑み、その有する技術・情報・ノウハウ等を活用して、主体的に本会の活動に参加するものとします。

(情報の著作権等)

第6条 原則として、本会の活動に関する情報(テキスト・画像等)の著作権は、キッカケラボ又は原作者に帰属し、私的使用のための複製や引用等、著作権法(昭和45年法律第48号)上で認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁止します。ただし、本会専用の公式 LINE アカウントへのリンクやシェアを使用した掲載はこの限りではありません。

2 本会における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、その帰属について、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとします。



(会員情報)

第7条 会員情報は、キッカケラボの取組をはじめ、福津市における市民活動に関する参加案内のために利用することがあります。

(退会)

第8条 会員は、キッカケラボの窓口で配布する所定の退会用紙の提出による退会手続を行うことで、任意に退会することができます。

(入会金及び参加費用等)

第9条 本会への入会金は無料です。ただし、本会専用の公式 LINE の利用に要する通信料金(メール受信に係る通信料を含む)及び利用するために必要な設備(コンピューター、通信機器、ソフトウェア、高速インターネット回線への接続環境等)を、自己の費用と責任で負担するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、キッカケラボは特定の事業等に参加する会員に対し、参加費用等の実費を請求することができます。

(禁止事項)

第10条 会員は、本会活動を利用して以下の行為を行ってはけません。このような行為がなされた場合、キッカケラボは、当該会員に対して警告を行うものとします。

- (1)他の会員又はその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。
- (2)他の会員若しくはその他の第三者を差別又は誹謗中傷し、他者の名誉や信用を毀損する行為。
- (3)公衆に著しく迷惑をかける言動や威圧的言動などにより、本会の秩序を乱す行為。
- (4)本会と無関係な営利活動を行う行為。
- (5)選挙活動又はこれに類する行為若しくはその他の政治及び宗教に関する行為。
- (6)許可なく提供情報の一部又は全部を複製、又は転載等を行うことにより、第三者に提供する行為。
- (7)有害なコンピュータプログラムを送信又は書き込む行為。
- (8)その他、キッカケラボが不適切と判断する行為。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するとキッカケラボが判断し、その旨を会員に通知した場合、会員はその資格を喪失します。

- (1)本規約、公序良俗、法令又は刑罰法規に違反した場合。
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合。
- (3)本事業に主体的に取り組む意志が無いとキッカケラボが判断した場合。
- (4)暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合。
- (5)その他、資格を喪失すべき正当な理由があるとキッカケラボが判断する場合。

- 2 前項の事由により会員資格を喪失し、当該会員が当会を利用できなくなったことにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、キッカケラボはその責任を負わないものとします。
- 3 会員資格を喪失した者は、資格喪失後1年間は本会の会員情報その他本会を通じて得た情報を用い、本会と競合する活動をしてはいけません。
- 4 前項の規定は、第8条の規定により退会した者にも同様に適用します。

(免責事項)

第12条 会員としての活動に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、キッカケラボは何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、キッカケラボは一切の責任を負いません。

(通知)

第13条 本規約におけるキッカケラボから会員への通知は、本会専用の公式 LINE 及び会員から申告のあったEメールアドレス等への発信により行います。

- 2 通知は、こちらから通常到達すべき手段を経ることにより、到達したものとみなします。

(規約の改定)

第14条 キッカケラボは、必要に応じて本規約を改定できるものとします。

- 2 キッカケラボは、本規約を改定しようとする場合、あらかじめ改定内容を会員に通知又は公表するものとします。

- 3 会員が、前項の通知又は公表後に本会の活動へ参加する場合には、変更後の本規約の全ての記載事項について同意したものとみなします。

(雑則)

第15条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、キッカケラボが別に定めるものとします。

附則

この規約は、令和5年12月25日から施行します。